

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

印紙税通達の改正

Q：今年4月1日からの地方消費税の導入を受けて、印紙税通達の改正があったと聞きました。改正の内容を教えてください。

A：改正の主な内容は、消費税額を印紙税上の「記載金額」に含めなくてもよいこととされる要件を、「消費税金額の区分記載」から「消費税及び地方消費税金額の区分記載」に変更されたこと等です。

【解説】

現行通達によると、①不動産の譲渡等に関する契約書（第1号文書）、②請負に関する契約書（第2号文書）、③金銭又は有価証券の受取書（第17号文書）については、消費税額が本体価格と区分記載されていれば、印紙税における記載金額に消費税額を含める必要はないものとされています。

ただ、今年4月より地方消費税が導入されることから、「消費税及び地方消費税」を本体価格と区分記載していれば、現行の取扱いどおり、消費税及び地方消費税を記載金額に含めないこととしたものです。

例えば、「請負金額1,000万円 消費税及び地方消費税50万円 計1,050万円」と記載した場合には、消費税及び地方消費税を除く1,000万円が印紙税上の記載金額になります。なお、消費税及び地方消費税は「消費税等」でも認められるようです。

このほか、消費税及び地方消費税の増加額のみを受領したことにより作成する「受取書」の取扱い等も定められています。

